

## 七ヶ宿町地域おこし協力隊募集要項（観光協会活動）

### 1. 募集の趣旨

七ヶ宿町は、蔵王連峰の南麓、宮城県の最南西部に位置し、福島・山形の両県と境界を接し、奥羽山脈の東南斜面の一角を占め、周囲91kmにおよぶ自然環境に恵まれた町です。町のほぼ中央を東西に白石川が流れ、これに沿うように集落が形成されています。地域の大部分が自然環境に恵まれ、青い空と四方の山々とは美しく調和しています。

しかし、一方では、人口減少や高齢化が進み地域の担い手不足や、町内諸活動が停滞するなど深刻な状況にあります。

本町ではこのような課題を抱えながらも、地域と一体となり農山村の活性化や地域資源を活かした魅力あるまちづくりを実現するために、意欲溢れる人材を積極的に受け入れ、地域づくりから新たな産業の創出まで地域住民と一緒に取り組み、まちづくりを行う地域おこし協力隊を募集します。

七ヶ宿町では、令和7年度までに35名の地域おこし協力隊員を採用し、現在は6名の隊員が現役で活動しております。

#### 先輩協力隊の活動

##### 【まちづくり活動 協力隊4名】

活動先 七ヶ宿まちづくり（株）



【ホームページ】



【インスタ】

[ホームページ https://7kashuku.jp/](https://7kashuku.jp/)

[Instagram https://www.instagram.com/7kashuku\\_nanairo/](https://www.instagram.com/7kashuku_nanairo/)

#### その他の地域おこし協力隊の活動

##### 【芸術の里づくり活動 協力隊2名】

活動先 無限陶房合同会社



【ホームページ】



【インスタ】

[ホームページ https://mugentobo.tumblr.com/](https://mugentobo.tumblr.com/)

[Instagram https://www.instagram.com/mugentobo/](https://www.instagram.com/mugentobo/)

## 2. 募集内容

区 分	活 動 内 容
【観光協会活動】	<p>小さくても持続可能な町として観光業を行う当町において、関係人口拡大と、地域経済の活性化のため以下の業務に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者支援<ul style="list-style-type: none"><li>・ 後継者、継承者がいない事業者の支援を行う</li><li>・ 事業者のPR業務支援を行う</li><li>・ 事業者同士の連携支援</li></ul></li><li>② 資源開発<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新たな観光資源の開発</li></ul></li><li>③ 情報発信<ul style="list-style-type: none"><li>・ SNS等を活用し、七ヶ宿町について情報発信、PRを行う</li></ul></li><li>④ 関係人口づくり<ul style="list-style-type: none"><li>・ 観光協会として実施するイベント等の企画、運営事務を行う</li></ul></li><li>⑤ その他、観光協会運営に必要な業務</li></ul> <p>[活動先：七ヶ宿町観光協会]</p>

※ 上記活動以外に次の（１）～（３）の活動も行います。

- （１）集落等の要望により住民と協力して行う活動  
可能な範囲で集落の環境維持、高齢者の生活支援、町内・地域行事への参加、コミュニティ事業などの地域づくり活動。
- （２）協力隊としての自主的な地域振興活動  
経験やスキル等を生かし、協力隊として自主的に企画活動。
- （３）その他の活動  
広報誌への掲載原稿作成。  
協力隊の活動に必要な打ち合わせや研修などへの参加。

## 3. 募集対象者

- （１）現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に住民票を有し、任用後は七ヶ宿町に住民票及び生活拠点を移すことができる方

※ 詳しい地域は、総務省のHPで確認するか、個別にお問い合わせください。

【総務省HP】 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000847999.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf)

#### 4. 求めている人材（必須条件）

- (1) 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- (2) 心身共に健康であり、地域のために誠実に活動ができる方
- (3) 普通自動車運転免許を取得している又は委嘱までに取得見込みであり、業務で運転ができる方  
任期満了後も七ヶ宿町に定住する意欲がある方
- (4) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方
- (5) 委嘱期間（3年）後に自ら築いたネットワークを利用し起業あるいは事業継承を目的とする方
- (6) 地域資源を活用した観光コンテンツの企画や情報発信に関心を持ち、積極的に取り組む意欲のある方

#### 5. 募集人員

1名

#### 6. 委嘱日

要相談 面接時にご希望時期をお話してください。

#### 7. 活動期間

委嘱から最大3年間とします。

#### 8. 地域おこし協力隊の身分及び勤務形態等

- (1) 地域おこし協力隊は町の委嘱を受け、町内企業等へ配属されます。
- (2) 報酬は月額20万円～24万円（活動年数を考慮）とします。  
※配属先の基準により通勤手当を別途支給します。それ以外の各種手当等は支給しません。
- (3) 地域おこし協力隊は、町及び配属先の指示に従い活動するものとし、次に定める場合は委嘱の取り消しを行う場合があります。
  - ① 本人からの申し出があった場合
  - ② 地域おこし協力隊に不良行為（協力隊としてふさわしくない行為）が認められた場合
  - ③ 傷病、事故等により、地域おこし活動等が継続できなくなった場合
  - ④ 応募内容に虚偽があった場合
- (4) 活動時間、休日、休暇等の労働条件は、配属先の条件となります。
- (5) 貸与品等は次のとおりとします。
  - ① 活動期間中の住居、パソコンは町が貸与します。
  - ② 活動に必要な消耗品等は町又は配属先が負担します。

(6) 地域おこし協力隊が負担するものは次のとおりとします。

- ① 本町までの交通費、引越しに必要な経費
- ② 活動期間中の健康保険料、年金保険料等の社会保険料
- ③ 貸与された住居に係る光熱水費、電話等通信費
- ④ 活動期間中の私生活に必要な備品、消耗品等
- ⑤ 自己都合により、町で指定した住居以外に入居する場合の家賃等

## 9. 募集期間

採用者が決定するまで募集を行います。

## 10. 応募方法

七ヶ宿町地域おこし協力隊募集要項を確認後、**指定の応募用紙及び住民票の写し**を「12. 問い合わせ先」まで郵送してください。

指定の応募用紙は七ヶ宿町のホームページ（お知らせ）からダウンロードできます。

## 11. 選考方法

### (1) 選考試験

1次試験 書類審査

2次試験 面接審査 町が指定する日時に行います。

オンライン等でのカジュアル面談と現地での面接を実施します。

なお、選考試験に要する交通費等は個人負担となります。

### (2) 選考結果の通知

結果のお知らせは、面接審査を受けた方のみ、通知します。

## 12. 問い合わせ先

〒989-0592 宮城県刈田郡七ヶ宿町字関126

七ヶ宿町ふるさと振興課企画係

TEL：0224-37-2194

E-mail: shichi24@town.shichikashuku.miyagi.jp